少年鑑別所における面会受付から面会までの待ち時間及び面会時間に係る対応

― 東京矯正管区からの回答要旨 ―

標記について、平成 24 年７月３日に東京矯正管区にあっせんしたところ、８月２日付けで以下の取り組みを行ったとの回答がありました。

平成 24 年７月 25 日、面会受付から面会までの待ち時間が長くなる場合及び面会時間が短くなる場合の対応について、管内の少年鑑別所に対して以下のとおり統一的な運用を図るよう通知し、改善を図った。

ア　少年の入所時に保護者等へ送付する「入所通知書」に、同じ時間帯に多数名の面会者が来所する場合、①ある程度の待ち時間が生じること、②他の面会者との公平性を考慮し、ある程度面会時間が短縮されることになる旨の内容を記載し、来所前にあらかじめ理解を求めること

イ　面会待合室等、面会までの間に面会者が立ち寄る場所に、上記アの①及び②の内容について掲示すること

ウ　面会待ち時間がおおむね１時間を超えると見込まれる場合、職員から口答で待ち時間が生じることについて説明をすること